

Symposium

## 第120回シンポジウム「独占禁止法審査手続の適正化に向けた課題」を開催

当研究所では、7月28日、研究プロジェクト「独占禁止法審査手続の適正化に向けた課題」（研究主幹：上杉秋則・フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所シニアコンサルタント）の成果を踏まえ、東京・大手町の経団連会館で第120回シンポジウムを開催しました。

冒頭挨拶で経団連経済法規委員会競争法部会の川田順一部会長は、本研究報告が適正化への後押しとなることへの期待を示すとともに、一日も早い適正化の実現に向けて、出席者に協力を呼びかけました。

### ■研究報告

研究報告では、まず上杉研究主幹が、日本の事件処理手続の問題点を歴史的背景から説き起こして説明しました。一問一答方式ではなく、取りまとめ方式で作成する従業員の供述調書を中心とする現在の審査手法は、紛争の未然防止という観点から非効率であり、また、弁護士の立会いや調書の写しの交付を行わない運用は適正手続にもとることは明らかであると指摘しました。また、弁護士・依頼者間秘匿特権については、法改正による導入を待たずに、公取委はすぐにでも尊重する取り扱いとすべきであると提言しました。最後に、企業のコンプライアンス推進のためにも、適正手続を確保し、企業の納得感を高めることが重要であると述べました。

次に同プロジェクトの委員である関西大学法学部の滝川敏明教授が、わが国独禁法の審査手続の進むべき方向性について、刑事訴訟法の一部改正との比較から報告を行いました。刑訴法改正では取り調べや供述調書への過度の依存からの脱却を基本方針として種々の改革が行われたことを紹介し、独禁法においても、企業の防御権確保の基本的前提として、弁護士の立会いや供述調書の写しの交付は、現在の制度のもとでも当然必要であるとしました。



### ■パネルディスカッション

続いて、研究会の委員を交えたパネルディスカッションで、日比谷総合法律事務所の多田敏明弁護士は、企業の代理人を務める立場から、公取委の審査指針を意識的に活用して立ち入り検査や供述聴取に対応すべきとし、供述調書の内容に不満がある場合には、署名押印の前に加除訂正を要請すべきことなどを紹介しました。

フレッシュフィールズブルックハウスデリンガーリー法律事務所の山田香織弁護士は、供述調書ではなく、企業が提出する書面中心の調査を行うEUの実務を紹介したうえで、手続き保障に関するEUの権利・ルールを踏まえた改革の方向性を示唆しました。

パナソニック・知的財産センター課長の榎原美紀氏は、企業と公取委とが協力して審査を進めることを前提として、手続きの改善のためには、異議・苦情申立て制度を活用するなど、企業側における対応も重要なと指摘しました。

日本電信電話法務担当課長の富田和裕氏は、審査手続きにおける透明性・公平性を確保することが、企業による違反行為の是正、コンプライアンス体制の構築にもつながることを強調しました。

(主任研究員 井上武)

# 講演会「人工知能(AI)の現状と未来～人工知能が産業や社会に与える影響と今後の展望～」を開催

IoT、人工知能、ロボット、ライフサイエンスなどの新しいテクノロジーにより産業・社会構造を劇的に変化させる「大変革時代」が到来すると言われており、取り分け人工知能に対する産業界・社会の関心は高まっています。そこで 当研究所では、7月29日大阪で、研究プロジェクト「人工知能の本格的な普及に向けて」(研究主幹：國吉康夫 東京大学教授)の研究委員である中島秀之 東京大学特任教授より、標記のセミナーを開催しました。

はじめに、人工知能とは、解法のわからない問題を処理する情報技術の一分野であり、実用化して普及してしまえばITと呼ばれるという考え方を述べました。過去、文字読み取りは人工知能の研究分野でしたが、現在は実用化されたIT技術です。また、知能を情報が足りない時に上手く処理する能力があると定義すると、情報が全てあればコンピューターはアルゴリズムで処理が可能であり、情報が足りない時にいかに上手く処理するかが人工知能の勝負になると述べました。さらに、人工知能が与える変化として、柔軟性のあるフラットな組織運営、生産性向上による社会の仕組みの変化、人間の脳機能の補強などの可能性を示しました。人工知能の応用面としては、農業や工業など、もの作りの分野のノウハウの置き換え、自動運転などを挙げ、公共交通サービスのクラウド化について解説しました。

次に人工知能の歴史、シンギュラリティ、ディープラーニングを含む機械学習について説明しました。シンギュラリティは、人工知能が人類の知性を超えて、人類を置き去りにするようにとらえられていますが、元々は人が限界を超えるという意味であると指摘し、「シンギュラリティは近い」の著者であるカーツワイルも、技術が加速し、人がコン



中島秀之 東京大学特任教授

ピュータパワーを使うことで、人類が生物の限界を超えるという明るい未来について話していると説明しました。また、ディープラーニングを含む機械学習さえあれば、様々なことができる誤解されていると指摘しました。機械学習には、過学習とだまされ易いという問題点があること、それを解決するための方法として、予測や予期といったトップダウンの働きについて説明しました。

最後に、人工知能研究の方向性として、独立した知能から環境をデザインに含めること、孤立した知能から集団としての知を見ることが重要になるとの考えを示しました。

質疑応答では、参加者から、人工知能が今後どのように使われていくのか、絶対に人工知能ができるない分野は何かなどの質問が出されました。前者に対して中島委員は、人工知能で何がしたいかを想像することが先であり、人工知能の研究者と業務を熟知した担当者が一緒に問題に取り組むのがよい旨回答し、後者に対しては、人工知能にとって味覚や痛覚など、人の身体性に根ざした分野や、人生経験に基づく分野は無理であり、ファッション、娯楽、料理、禅問答などの分野はおそらくできないと回答しました。

(主任研究員 長谷川準)

# 連続セミナー「エネルギー・ミックス実現に向けた展望と課題」を開始

当研究所では、「エネルギー・ミックス実現に向けた展望と課題」をテーマとした連続セミナーを開始しました。

この連続セミナーでは、わが国の温室効果ガス削減目標（2030年度26%削減）の積み上げに用いられている2030年のエネルギー・ミックス（昨年7月に決定）で掲げられた「省エネルギー」「再生可能エネルギー」「火力発電」「原子力」を取りあげ、各テーマ毎に、課題を整理し、分かり易く解説することを目的としています。

8月4日に、その第1回セミナー「再生可能エネルギー導入拡大に向けた展望と課題」を開催し、竹内純子研究副主幹がモダレータを務め、有馬純研究主幹（東京大学教授）、山地憲治地球環境産業技術研究機構理事・研究所長、朝野賢司電力中央研究所社会経済研究所主任研究員、岩船由美子東京大学生産技術研究所特任教授が参加しました。

冒頭、竹内研究副主幹が、本連続セミナーの入門編として、省エネルギー、再生可能エネルギー、火力発電、原子力発電に関する論点・課題を説明しました。

次に、山地所長が、「エネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの展望と課題－FIT法改正と改正後も残る課題－」と題して、国民負担の抑制のためコスト効率的な再エネの導入を促進する等のFIT法の改正がなされたこと等を説明しました。また、出力変動への対応として、分散電源、ディマンドレスポンス、蓄エネルギー設備等の需要側の資源を調達していくことが大事であること、技術革新へのインセンティブ確保等を、FIT法改正後も残る課題として指摘しました。

続いて、朝野主任研究員は、「エネルギー・ミックスを前提とした供給力確保のあり方」と題して、競争環境下で年間販売電力収入のみで発電費用を回収できる発電設備の容量は、エネルギー・ミックスを前提とすると2030年時点で安定供給を維持するのに必



要な供給量に対し約2割が不足すること、また安定供給を維持するには、発電設備へ投資（リプレースや新設）が行われる容量メカニズム制度を早急に導入し、発電設備の投資回収の確実性を高めることが重要であることを説明しました。

最後に、岩船教授が、「再エネ導入拡大に関する政策的・技術的課題」と題して、主に技術的課題について説明をしました。周波数を維持するために火力発電を一定保つ必要があるにもかかわらず、再生可能エネルギー導入拡大による需給バランスの中では火力発電を保つのが難しくなること、日中、太陽光出力により見かけの電力需要が減少していたものが、夕方、太陽光出力減により急激な需要増が生じるが、それに対して火力発電の再起動等で追従しなければならないことを指摘しました。そのうえで、これらの課題解決のためには、系統の柔軟性を向上するとともに、供給側と需要側の資源を最大限生かした効率的な電力システムの整備・運用を目指すべきであり、そのためには、情報の公開・共有を含めたソフト面での検討・研究が重要との見解を示しました。

続くパネルディスカッションの冒頭では、有馬研究主幹が、再生可能エネルギーのコスト負担の抑制を図る施策が各種講じられているイギリスについて紹介しました。

今後、当研究所では、「エネルギー・ミックス実現に向けた展望と課題」をテーマに連続セミナーを開催していく予定です。 (主任研究員 香川明弘)

韓国では現在、造船・海運の構造問題の解決に着手する一方で、新たな成長に向けて、政府主導でIoTやバイオなどのベンチャーへの支援が強力に推進されており、ソウル近郊の板橋（パンギヨ）には、韓国版シリコンバレーともいべき「板橋テクノバレー」が開発され稼動しています。

そこで、当研究所は深川由起子研究主幹（早稲田大学教授）を中心に、韓国の全国経済人連合会（全経連）と共同で、8月29日より3日間にわたり、精力的に整備されつつある韓国のベンチャー育成環境について現地調査を行いました。



板橋テクノバレー

## ■京畿科学技術振興院

板橋テクノバレーの開発、運営を行う京畿科学技術振興院を訪問し、韓国政府および京畿道（板橋のある地方自治体。道は日本の県に相当）のベンチャー育成の取り組みなどについて説明を聞き、意見交換しました。

ソウルの南、約10kmにある板橋テクノバレーではIT、バイオテクノロジーを中心とした1,000を越える企業（86%が中小・ベンチャー企業）が研究開発等を行っており、約7万人の社員（76%が20～30代）が働いています。また、朴槿恵大統領の強いイニシアチブで全国に18ヶ所設立された「創造経済革新センター」の1つが板橋テクノバレー内にあり、そこではフィンテック、ゲーム開発を中心に、起業アイデアの段階から起業し成長するまでに必要な様々な支援が行われています。さらに近隣には、事故、先端技術への規制、環境汚染のないスマートシ



ベンチャー企業協会

ティ（「板橋ゼロシティ」）の開発が計画されています。

## ■ベンチャー企業協会

多くのベンチャー企業が立地するソウル南西部の九老地区にあるベンチャー企業協会を訪問し、ベンチャー企業の現状、ベンチャー育成の取り組みなどについて説明を聞き、意見交換しました。

ベンチャー企業協会では、政府への政策提言やベンチャー企業に対する経営支援（起業に係る専門的アドバイスや国内外でのマーケティング活動支援など）が行われている他、近年は若者の起業家精神を育てるための活動が積極的に行われています。

## ■ベンチャー企業

ソウルおよび板橋のベンチャー企業5社（産業用ロボット、ソフトウェア、バイオテクノロジー、フィンテック2社）を訪問し、政府等によるベンチャー支援策の活用状況や更に成長するための課題などについて説明を聞き、意見交換しました。

## ■中小企業庁

韓国のベンチャー政策を管轄する中小企業庁を訪問し、韓国のベンチャー政策の現状や課題などについて説明を聞き、意見交換しました。

本調査の結果は、9月29日開催の当研究所主催セミナー「新たな局面を迎える韓国産業－“韓国版シリコンバレー”と構造調整－」で紹介する予定です。

（主任研究員 鈴木淳一）

# EFTA裁判所長官を招いて 英国のEU離脱問題に関する昼食会を開催

当研究所では9月1日、EFTA（欧州自由貿易連合）裁判所のカール・バウデンバッハー長官を招いて、昼食会「Brexit implications for Japanese corporations」（英国のEU離脱と日本企業）を開催しました。日本側は、当研究所の研究員のほか、日本企業の国際専門担当者等が出席しました。

EFTAは、EEC（欧州経済共同体）の枠外のヨーロッパ諸国によって1960年に結成され、現在は、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの4か国が加盟しています。

参加者からは、EFTA裁判所と加盟国との関係や、ブレグジットによる英国以外のEU加盟国への影響、英国とEUとの交渉時期の見通しなどについて質問があり、活発な意見交換が行われました。

## バウデンバッハー長官の発言要旨

英国が引き続き日本にとってヨーロッパへのゲートウェイであり続けられるかは、英国がEU単一市場へのアクセスを維持することが可能か否かにかかっている。現在、スイス以外のEFTA加盟国はEEA（欧州経済領域：EFTAとEU間の協定に基づく枠組み）に参加することで、また、スイスは別の協定をEUと締結することで、それぞれEU単一市場へアクセスしている。ただし、スイスはサービスの面で単一市場へのアクセスが無く、英國経済にとって重要な金融サービスの面でも単一パスポートは認められていない。さらに、欧州理事会は、今後、新たな分野でEU単一市場へのアクセスをスイスに認めるには、EUやEFTAなどの超国家的な監視機関と裁判所を受け入れることを条件としている。英國に対しても同様の条件が課されることが考えられるため、英國はEFTAに加盟した上でEEAに参加することも現実的な選択肢だろう。



バウデンバッハー長官

英國のEFTA加盟のメリットは、監視機関（ESA）やEFTA裁判所はEUの欧州委員会やECJ（欧州司法裁判所）に比べて国家の自由度が大きいことである。また、加盟国が少ないため英國の影響力を行使しやすく、拠出金はEUと比べて約半額となり 국가が使途を選択できる。デメリットはEUの議決権を失うことだが、英國の経済規模からすれば何らかの発言権を主張すべきであるし、EUもそれに応じるべきだろう。EFTAとしてEUとの共同議決権を主張することもあり得る。EEAがEUと同様に人の移動の自由を保障していることは、特に英國の離脱派としては受け入れ難いかもしれない。ただし、南欧諸国では頭脳流出、北方諸国では低コスト労働者の流入の問題があるなど、EUの「自由」 자체を見直す時期とも考えられる。英國が加盟すれば、EFTAは自由市場経済や金融イノベーションと親和性のあるコモン・ローの影響をより強く受けることになるだろう。

仮に英國が単一市場へのアクセスを維持できない場合には、日本の産業界や、金融サービス業は別のゲートウェイを利用せざるを得ないだろう。

21世紀政策研究所では英國のEU離脱の問題について、会員向けにセミナーを開催するなど、今後ともフォローしていく予定です。

（研究員 内藤陽子）

## Project

# 韓国政策対話（日米関係、BEPS）

日韓両国が抱える政策課題をめぐって、当研究所の研究主幹と韓国の政府、産業界、研究者等との間で政策対話をを行っています。

## 第9回 日米関係

久保文明研究主幹（東京大学教授）は、6月23日、韓国の梨花女子大学通訳翻訳大学院において、「米国政治の現況分析」をテーマに、韓国の学生に対して講義しました。講義では、本年の米国大統領選挙の予備選挙が、「トランプ旋風」にとどまらず、民主・共和両党ともに排外主義・保護主義的な候補が根強い支持を受けるなど、これまでの大統領選挙と異なる展開をたどったという経緯を紹介しました。加えて、その背景には、米国社会における白人低所得者層の不満感や停滞感等の問題があることを指摘しました。会場からは、選挙後の朝鮮半島情勢などについて熱心に質問がありました。また、東西大学日本研究センターで、日韓の有識者により開催されている会合「東西サランバン」でも講演を行い、孔魯明元外相はじめ参加者と意見交換を行いました。



久保文明 研究主幹

## 第10回 BEPS

青山慶二研究主幹（早稲田大学大学院教授）は、9月12日、韓国の梨花女子大学通訳翻訳大学院において、「BEPSプロジェクトの進展」をテーマに、韓国の学生に対して講義しました。



青山慶二 研究主幹

講義では、BEPS（税源浸食と利益移転）とは多国籍企業が他国に利益を移転するなどして企業グループ全体の税負担を不当に軽くすることを指すこと、BEPSを可能とした社会的背景や、BEPSの防止のためにOECD諸国がBEPSプロジェクトに取り組んだことを説明しました。また、同プロジェクトが昨年公表した最終報告書の内容を解説しました。

また、韓国の経済団体である全国経済人連合会（全経連）において、全経連の研究所の研究員や、大手会計法人のBEPS担当の会計士との間で、BEPSプロジェクトに関する日韓両国の対応などについて意見交換を行いました。

（研究員 内藤陽子）

## What's new

以下のシンポジウム等を開催しました。

7月28日 シンポジウム「独占禁止法審査手続の適正化に向けた課題」	9月 1日 英国のEU離脱問題についてバウデンバッハ-EFTA裁判所長官と懇談
7月29日 関西講演会「人工知能（AI）の現状と未来～人工知能が産業や社会に与える影響と今後の展望～」	9月12日 第10回韓国政策対話「B E P Sについて」
8月 4日 エネルギーミックス実現に向けた展望と課題の連続セミナー「第1回再生可能エネルギー」	9月21日 連続セミナー「第2回原子力事業の意義と課題(1)」
8月29～31日 韓国のベンチャーエコシステムの調査を実施	9月28日 講演会「ビッグデータ、AI、IoT時代のデータ活用と、イノベーション」
	9月29日 セミナー「新たな局面を迎える韓国産業—“韓国版シリコンバレー”と構造調整—」

## 【今後の開催予定】

10月 4日 英国のEU離脱に関するセミナー	10月26日 中国企業に関するセミナー
10月21日 人工知能が産業や社会に与える影響と今後の展望についてのシンポジウム	10月28日 チャタムハウス主催の気候変動会議について 10月31日 エネルギー問題について（関西講演会）



# 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階

TEL 03-6741-0901

FAX 03-6741-0902

URL <http://www.21ppi.org>